



受動喫煙の防止に関する条例

健康支援課

1 受動喫煙とは？

受動喫煙とは、
他人の喫煙により発生した煙にさらされること！

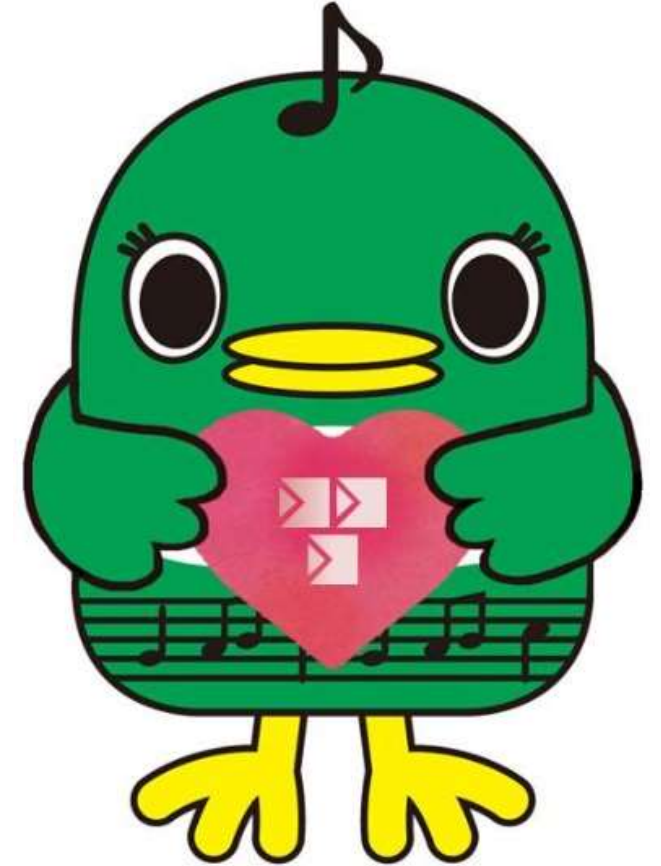


2 条例制定の目的

受動喫煙による健康被害を防止し、
受動喫煙のないまちづくりを推進することにより、
市民の健康を守ることを目的とする。



目的を達成するため、
受動喫煙を生じさせないためのルールを定めました。



Q 対象となる者は：市内に居住・勤務・在学・滞在・通過する者

3 受動喫煙防止の義務

平成31年1月1日施行

- 市民等は、路上等で喫煙する際、受動喫煙を生じさせてはならない。

⇒ 路上等（道路・公園・駅前広場）では、

周囲に人がいるときは喫煙できません。

☞ 周囲に人がいるときに喫煙すると受動喫煙が生ずることから、

路上等では周囲に人がいるときは喫煙してはいけません。

Q 路上等とは：道路・公園・駅前広場

4 受動喫煙防止の配慮義務

実施の可否や方法等について
何らかのアクションをしなければならない。

- 路上等以外の場所で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

⇒ 路上等以外の場所（私有地等）では、

受動喫煙がないよう周囲の状況に配慮しなければなりません。

☞ 自宅や店舗の敷地など、路上等以外の場所で喫煙するときも、
受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮しなければなりません。

Q 配慮とは：周囲にいる人に煙が流れないように、場所を変える・喫煙をやめる

5 重点区域の指定・喫煙の禁止

健康なまちづくり審議会で承認後決定

平成31年2月1日（現在調整中）

- 重点区域の範囲を決定し、告示し、重点区域の周知・啓発に努める。

平成31年3月1日（現在調整中）

- 重点区域内（駅周辺・学校等周辺の路上等）での
加熱式たばこ以外の喫煙を禁止。

（加熱式たばこも、周囲に人がいるときは喫煙できません）

6 過料の対象となる重点区域

■ 駅周辺の路上等

- 期間
⇒ 毎日（3 6 5日）
- 時間帯
⇒ 終日（2 4時間）
- 重点区域の範囲
⇒ 駅舎を中心とした概ね半径3 0 0 mの範囲内を重点区域に指定する。
⇒ 半径1 5 0 mの範囲内は全ての道路を、その他の範囲は主要な道路を重点区域に指定する。



7 過料の対象としない重点区域

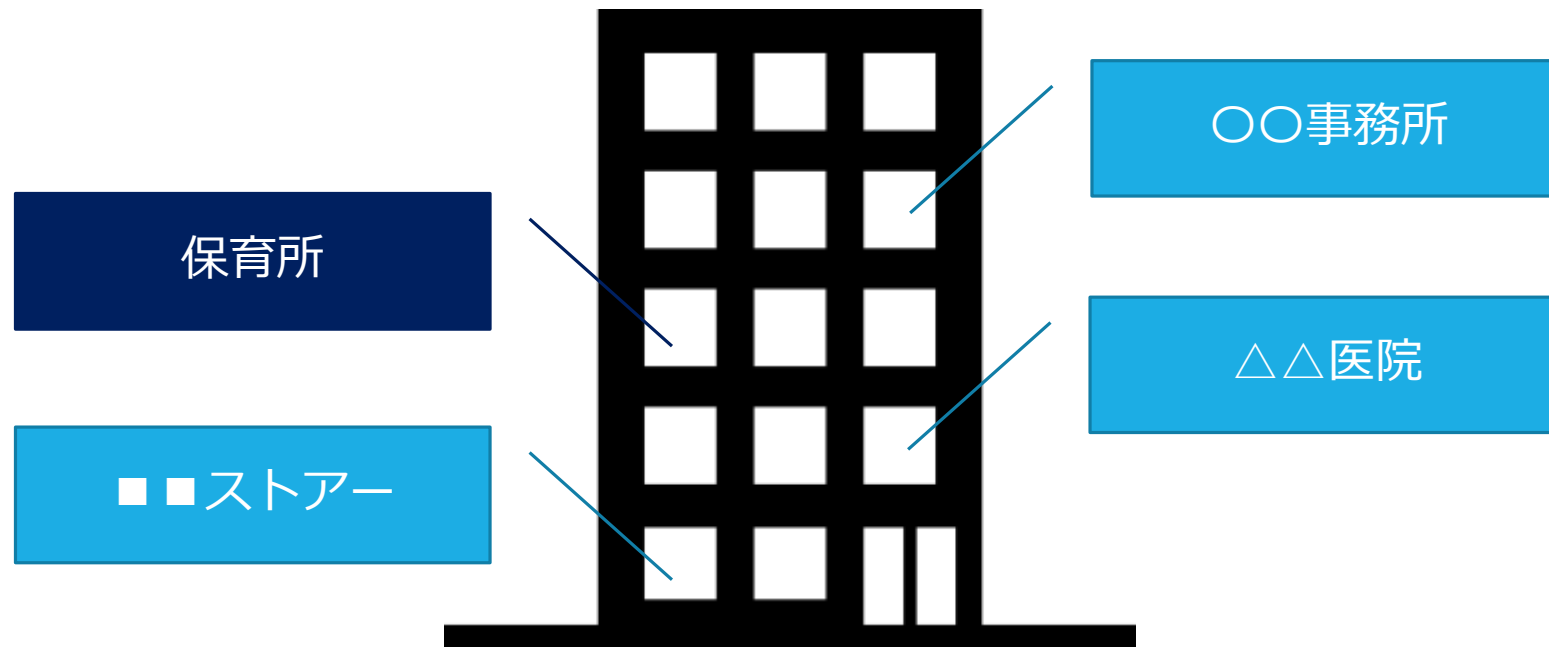
⇒ 学校等周辺の路上等

- 期間
 - ⇒ 祝日法に規定する休日・12月29日から翌年の1月3日までを除く
月曜日から土曜日まで
 - ⇒ 学校行事が行われる日曜日及び祝日法に規定する休日
- 時間帯
 - ⇒ 午前6時から午後9時
- 重点区域の範囲
 - ⇒ 次のとおり（ア、イ、ウ）

ア 重点区域として指定しない施設

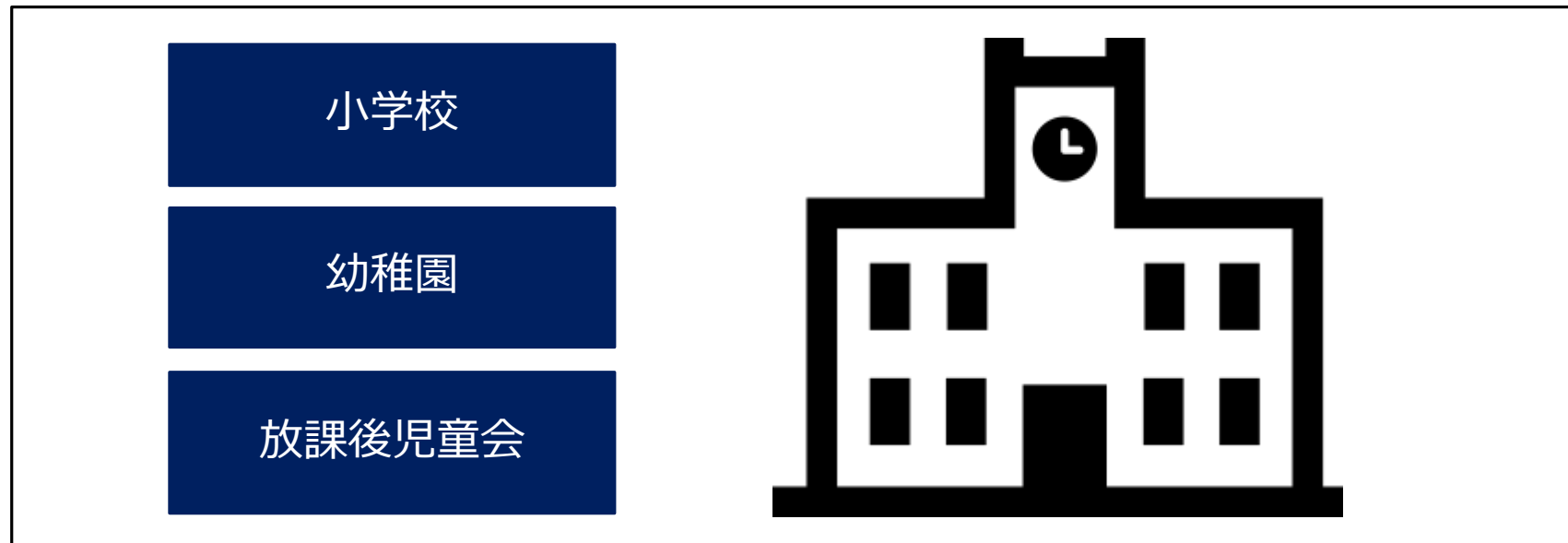
- 不特定多数の業種、業態の混在する建築物内に整備されている施設周辺の路上等は重点区域に指定しない。

【例：複合ビルの一部を利用して整備されている保育所】



イ 一つの施設として重点区域に指定する施設

- 複数の公共施設が同一の建築物または敷地内に整備されている施設は、一つの施設として周辺の路上等を重点区域に指定する。
【例：併設されている小学校、幼稚園、放課後児童会】



● **指定施設**（対象施設 105 施設、指定施設 96 施設、実質 60 施設）

公立保育所	9 施設	私立保育所	9 施設	公立こども園	3 施設
私立こども園	2 施設	公立幼稚園	3 施設	私立幼稚園	5 施設
公立小学校	16 施設	公立中学校	7 施設	公立高等学校	3 施設
私立高等学校	1 施設	準ずる施設	2 施設		

ア 9 施設（不特定多数の業種、業態の混在する建築物内に整備されている施設）

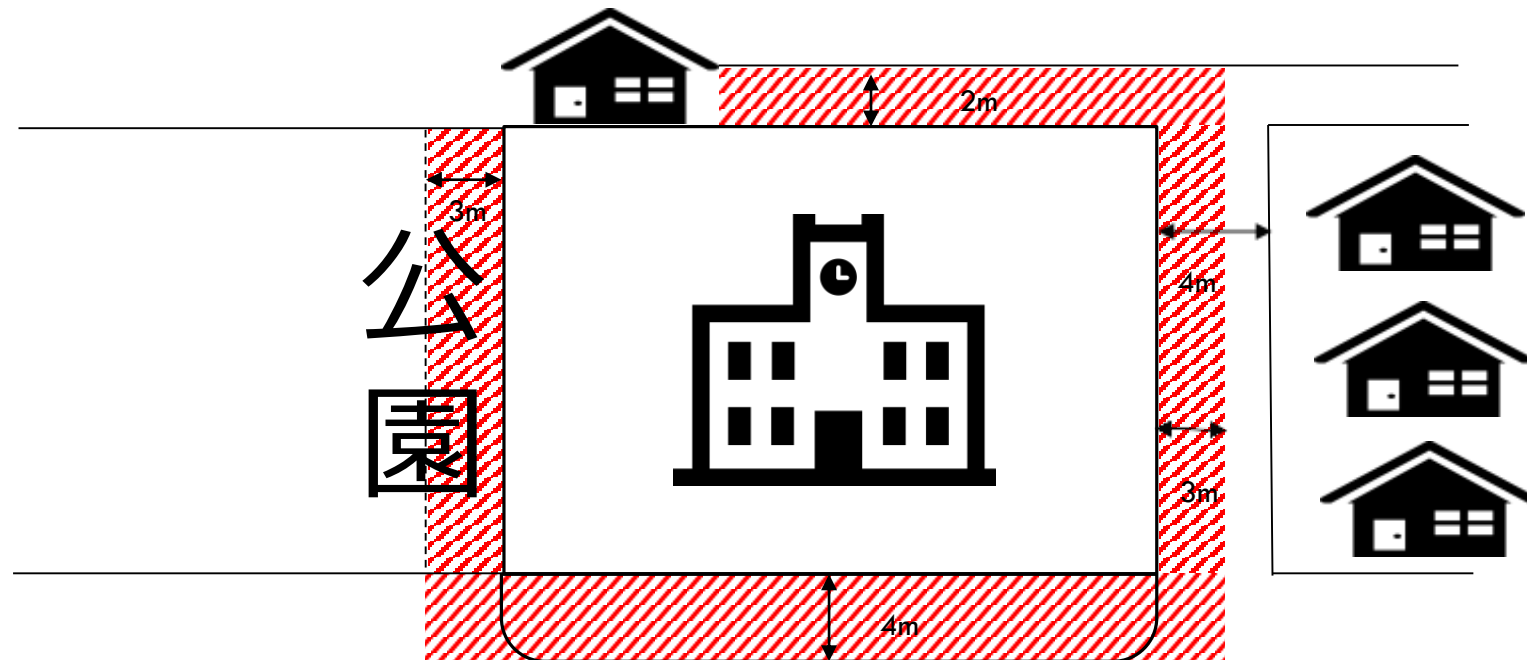
準ずる施設 9 施設

イ 36 施設（複数の公共施設が同一の建築物または敷地内に整備されている施設）

公立幼稚園 6 施設 私立中学校 1 施設 準ずる施設 29 施設

ウ 施設周辺の重点区域の範囲

- 施設に隣接した路上等は、施設から3メートルの範囲を重点区域に指定する。ただし、**施設に隣接する歩道は全て重点区域に指定する。**



8 条例に違反した場合の措置

平成31年4月1日適用

- 過料

⇒ 条例に違反し、駅周辺の重点区域内で喫煙した場合、過料（2,000円）

⇒ 学校等周辺の路上等は過料の規定なし。

- 経過措置

⇒ 4月1日から9月30日までの過料の対象者は、重点区域内で喫煙をした者で、指導員の指導に従わない者とする。

⇒ 10月1日からは、重点区域内で喫煙した者は、即過料の対象とする。

9 過料の徴収（指導員の身分）

- 過料の徴収は、市長が任命した指導員が行う。
⇒ 市民は喫煙者がいても過料の徴収はできません。
- 指導員は、規則で定める身分証明書（規則別記第3号様式）を携帯し、過料の処分を受ける者から求めがあれば提示する。また、ベストを着用し、外から見て指導員とわかるような服装とする。

第3号様式(第5条)

(表)

写真	身 分 証 明 証	第 号
	所 属 氏 名	
		年 月 日 生

上記の者は、習志野市受動喫煙の防止に関する条例第11条第2項の規定により、過料に処するための手続その他の行為を行う職員であることを証明する。

年 月 日 発行
習志野市長 印

(裏)

習志野市受動喫煙の防止に関する条例(抜粋)

(重点区域の指定)

第6条 市長は、重点的に受動喫煙を防止するため喫煙を禁止する区域として、次に掲げる区域を重点区域として指定することができる。

(1) 市内の駅周辺の路上等
以下 略

(喫煙の禁止)

第7条 市民等は、重点区域において、喫煙をしてはならない。

(過料)

第11条 第6条第1項第1号に掲げる区域であって、市長が重点区域に指定した区域(当該区域において現に運行している自動車の内部を除く。)において喫煙をした者は、1万円以下の過料に処する。

2 市長は、過料に処するための手続その他の行為を市長の指定する職員に行わせることができる。

10 過料の徴収（処分手続）

- 指導員は、駅周辺の重点区域において喫煙者を現認した場合は告知・弁明書（規則別記第1号様式）により、過料の処分を受ける者に対しあらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする
- 過料の処分を受ける者の弁明がない場合、弁明に理由がない場合には、過料処分通知書（規則別記第2号様式）を交付し、過料処分を行う

別記

第1号様式(第4条第1項)

第 号
年 月 日

告知・弁明書

住所			
氏名	生年月日	年 月 日	
連絡先			

習志野市長 印

あなたは、次のとおり習志野市受動喫煙の防止に関する条例第7条の規定に違反し、重点区域(駅周辺)において喫煙をしました。

これは、同条例第11条第1項の規定により過料処分の対象となります。

違反日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
違反場所	習志野市

弁 明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。 <input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。	
	署 名	

第2号様式(第4条第2項)

第 号
年 月 日

過料処分通知書

住所			
氏名	生年月日	年 月 日	
連絡先			

習志野市長 印

あなたは、次のとおり習志野市受動喫煙の防止に関する条例第7条の規定に違反し、重点区域(駅周辺)において喫煙をしたので、同条例第11条及び習志野市受動喫煙の防止に関する条例施行規則第4条第3項の規定により金2,000円の過料に処します。

違反日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
違反場所	習志野市

別途納入通知書又はこの場で現金によりお支払いください。

(教示)

1 1 過料の徴収（徴収手続）

- 過料は、その場で現金での徴収を原則とし、過料を支払った場合には現金領収書を交付する
- 過料の処分を受ける者が現金を持っていない場合には、納付書を交付し、納付を求める。

その際、確実に連絡が取れるようにするため、携帯電話を用いて相手方の電話番号を確認する

1 2 指定たばこについて

- 指定たばこ（適用を除外するたばこ）
たばこのうち、当該たばこから発生した煙が
他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして
市長が指定するたばこ。
 - ア iQOS【アイコス】（フィリップモリス）
 - イ Ploom TECH【プルームテック】（日本たばこ産業）
 - ウ glo【グロー】（ブリティッシュ・アメリカン・タバコ）
- 指定の方法
 - ア 告示により指定する

1 3 改正健康増進法（第一種施設）

趣旨：望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、施設等での喫煙の禁止、管理権原者が講ずるべき措置等について定める。

規制対象施設等		規制内容
第一種施設	学校	原則敷地内禁煙 ⇒ 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた特定屋外喫煙場所を除き敷地内禁煙
	病院	
	児童福祉施設	
	行政機関	
旅客運送事業自動車	※ 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機は屋内（車内・機内）禁煙	
旅客運送事業航空機		

Q 公共施設の規制は：施設の屋内や敷地内での喫煙の規制については、健康増進法の規定に従う

1 4 改正健康増進法（第二種施設）

規制対象施設等		規制内容
第二種施設	第一種施設以外の多数の者が利用する施設 (事務所、ホテル、運動施設、飲食店など)	原則屋内禁煙 ⇒ 喫煙専用室（喫煙のみ可能）を除き屋内禁煙（車両・船舶内に喫煙専用室設置可能） ※ 加熱式たばこについては専用喫煙室を設置すれば、その内部で喫煙と同時に喫煙以外の行為（飲食、理容、美容、遊戯、業務等）を実施可
	旅客運送事業鉄道等車両	※ 既存の飲食店のうち中小企業や個人が運営する店舗であって、客席面積100㎡以下のもの（既存特定飲食提供施設）については、喫煙可能である旨の標識を店頭に掲示することで喫煙可
	旅客運送事業船舶	